

アクティビティ・施設表示ガイドライン

第1条（目的）

本ガイドラインは、当社が運営する各種体験施設・アクティビティ（以下「当社施設等」という）について、第三者による無断利用・誤認表示・営業利用を防止し、利用者の安全確保および当社ブランド価値を保護することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本ガイドラインは、以下の者に適用される。

- 宿泊施設運営者（ホテル・旅館・グランピング施設等）
- 旅行会社・OTA・予約サイト運営者
- 観光事業者・地域事業者
- 広告代理店・WEB制作会社
- その他、当社施設等を紹介・案内・販売に用いるすべての第三者

第3条（無断掲載の禁止）

以下の行為を一切禁止する。

- 当社の承諾なく、当社施設等を広告・WEBサイト・SNS・パンフレット・動画等に掲載すること
- 写真・映像・ロゴ・名称・所在地情報等を使用すること
- 「近隣アクティビティ」「体験可能」「宿泊者向け体験」等の表現により、実質的に当社施設等を示唆する行為

※名称を記載していない場合であっても、当社施設が特定可能な表示は無断利用に該当する。

第4条（誤認表示の禁止）

以下の表示行為を禁止する。

- 当社施設等を、あたかも自社施設または自社提供サービスであるかのように表示すること
- 「当施設のアクティビティ」「宿泊者専用体験」等の誤認を生じさせる表現
- 提携関係・協力関係・包括契約等が存在するかのような表示
- 当社の事前承諾なく、宿泊プラン・営業商品に組み込む行為

第5条（提携表示に関する原則）

当社と正式な業務提携契約を締結している場合であっても、以下を遵守するものとする。

- 表示内容は事前に当社の書面承認を得ること
- 「提携先」「外部事業者」の明確な表示を行うこと
- 当社施設名を正確に記載すること
- 当社が定める表記方法・文言・ロゴ使用基準を厳守すること

※承認なき表示変更・再掲載は禁止する。

第6条（安全管理・責任表示）

当社施設等に関する体験については、以下を明示しなければならない。

- 運営主体は当社であること
- 安全管理・事故対応・保険等は当社の管理下で行われること

- 宿泊施設等は当該体験の運営責任を負わないこと

※この表示がない場合、掲載自体を禁止する。

第7条（禁止事項の具体例）

以下の表示は、形式を問わず禁止する。

- 「当施設ではイルカ体験が可能です」
- 「宿泊者限定の釣り体験」
- 「敷地内または提携アクティビティ」
- 「当施設が提供する体験プログラム」

（※実際に提供していなくても、誤認を生じさせる表現はすべて禁止）

第8条（違反時の対応）

本ガイドラインに違反した場合、当社は以下の措置を講じることができる。

1. 即時掲載中止・削除の要求
2. 営業利用の差止請求
3. 損害賠償請求
4. 不正競争防止法・民法その他関係法令に基づく法的措置

なお、是正要請後も改善がなされない場合、**事前通知なく法的手続に移行する場合がある**。

第9条（本ガイドラインの位置付け）

本ガイドラインは、当社施設等の利用および表示に関する最低限のルールを定めるものであり、当社との契約関係の有無にかかわらず適用される。

第10条（制定・改定）

本ガイドラインは、当社が必要に応じて随時改定できるものとし、当社 WEB サイト上への掲載をもって効力を有する。

アクティビティ・施設表示に関する契約書

甲：_____

乙：_____

甲および乙は、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が運営する体験施設・アクティビティ（以下「甲施設等」という）について、乙による無断利用・誤認表示を防止し、利用者の安全確保および甲の営業上の信用を保護することを目的とする。

第2条（表示・営業利用の原則）

乙は、甲の**事前の書面による承諾**なく、甲施設等を広告、WEB サイト、SNS、パンフレット、宿泊プランその他一切の媒体において表示または営業利用してはならない。
なお、**黙示的または包括的な承諾は成立しない**。

第3条（無断掲載・誤認表示の禁止）

乙は、以下の行為を行ってはならない。

1. 甲の承諾なく、甲施設等を掲載・紹介・販売に利用すること
2. 写真、映像、名称、所在地等を使用すること
3. 「近隣アクティビティ」「体験可能」「宿泊者向け体験」等の表現により、甲施設等を示唆する行為
4. 甲施設等を、乙の施設または乙が提供するサービスであるかのように表示すること
5. 甲の承諾なく、宿泊プラン・営業商品に組み込むこと

※名称を記載していない場合であっても、第三者が甲施設等を特定し得る表示は本条違反とする。

第4条（提携表示）

甲が表示を承認した場合であっても、乙は以下を遵守する。

1. 表示内容について事前に甲の書面承認を得ること
 2. 甲が外部事業者であることを明確に表示すること
 3. 承認なき表示変更・再掲載を行わないこと
-

第5条（責任表示）

乙が甲施設等に関する表示を行う場合、当該体験の運営主体および安全管理責任が甲に帰属することを明示しなければならない。

第6条（ガイドラインの遵守）

乙は、甲が定める「アクティビティ・施設表示ガイドライン」を遵守するものとし、同ガイドラインは本契約の一部を構成する。

第7条（違反時の対応）

乙が本契約に違反した場合、
甲は以下の措置を講じることができる。

- 掲載中止・削除の要求
- 営業利用の差止
- 損害賠償請求
- 関係法令に基づく法的措置

第8条（黙示承諾の否定）

甲が過去に異議を述べなかったこと、
または従来問題としなかったことを理由として、
乙に対する使用許諾または承諾が成立することはない。

第9条（管轄）

本契約に関する紛争については、
甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、
甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：所在地

名称

代表者

印

乙：所在地

名称

代表者

印